

平成2年3月8日

## 農業者年金制度改革案要綱

### 第一 改正の趣旨

農業者の老後保障の安定と農業構造改善の一層の推進を図るため、農村の高齢化の進行に対応した給付体系の変更、年金財政基盤の長期安定、営農意欲の高い農業者の規模拡大の促進等の措置を講ずるものとする。

### 第二 改正の要点

#### 一 給付体系の変更

##### (一) 経営移譲年金

個々の農業者の選択により六十五歳前までの間で適期の経営移譲を促進するため、次の措置を講ずるものとする。

##### ア 給付の型

- (ア) 経営移譲を行った者には、経営移譲年金を支給すること。
- (イ) 経営移譲年金は、支給開始時期を選択(六十歳以降六十五歳まで)できる終身同一水準の年金とすること。
- (ウ) 年金額は、どの支給開始時期を選択しても他の時期を選択した場合と均衡のとれたものとする。

##### イ 給付水準

- (ア) 経営移譲年金の給付水準は、六十五歳から支給を受けるときは「厚生年金並み」とすること。この場合、給付水準の設定に当たっては、農業者年金加入者の平均農業所得を基礎とすること。
- (イ) 農業者年金加入者等の規模拡大に資するように経営移譲を誘導するため、従来どおり農業者年金加入者等へ経営移譲する場合とその他の者へ経営移譲する場合とで年金額に差を設けること。

##### (二) 農業者老齢年金

- ア 経営移譲を行わなかった者には、農業者老齢年金を支給するものとする。
- イ 農業者老齢年金は、従来どおり六十五歳から支給される終身同一水準の年金とすること。

ウ 農業者老齢年金の給付水準は、経営移譲年金の二分の一とするものとする  
こと。

エ 経営移譲年金の受給権者がその支給停止事由に該当し、その全額を支給停止された場合には農業者老齢年金の特例支給を行うものとする。

(三) 経過措置

給付体系の変更に伴い、改正法施行日（平成三年四月一日）において五十五歳以上の者（施行日前の既裁定者を除く。）について一定の経過措置を講ずるものとする。

(四) 既裁定者の取扱い

改正法施行日前の既裁定者の年金額（旧年金額）が改正法の算式で算定した年金額（新年金額）を上回る場合には、旧年金額を保障することとするが、新年金額が旧年金額に達するまでの間、旧年金額のスライドを停止するものとする。

二 被保険者

(一) 任意加入

任意加入被保険者資格者（小規模農業経営者、農業生産法人構成員）の後継者について任意加入を認めるものとする。

(二) カラ期間通算措置

農業者年金の被保険者が農業生産法人の構成員となり、被用者年金の被保険者となった場合の被用者年金期間、農業者年金の被保険者が被用者年金に加入する兼業農業者となった場合の一定の被用者年金期間及び農業者年金の被保険者等が死亡した場合にその配偶者が死亡した被保険者とともに農業に従事していた一定の期間を農業者年金のカラ期間として通算する措置を講ずるものとする。

三 経営移譲

経営移譲農地等を農業者年金加入者等に集積するため、経営農地を分割して、その相当部分の農地等を農業者年金加入者等に処分し、被用者年金加入後継者等にその他の農地を処分する経営移譲方式（分割移譲）を新たに設けるものとする。

四 費用負担

(一) 保険料

農家の負担能力、年金財政の動向等を勘案して保険料を一定額まで段階的に引き上げるものとする。

(二) 国庫助成

現行の経営移譲年金の給付費用に対する二分の一の助成のほか、農業構造の改善を一層促進する観点から、一定期間追加的な助成を行うものとする。

五 農業者年金基金の業務の追加

農地保有の合理化に資するため、経営移譲者から農地等を借り受け、当該農地等を

農業者年金加入者等に貸し付ける業務を農業者年金基金の事業に追加するものとする  
こと。

六 離農給付金支給事業の延長

離農者の処分面積に応じて給付金を設定する等の見直しを行うとともに、その実施  
期限（平成二年五月十五日）を延長するものとする。

七 施行期日

平成三年四月一日から施行するものとする。ただし、六については平成二年五  
月十六日から、四の（一）については平成四年一月一日から施行するものとする。